

平成27年度梶原町社会福祉協議会事業計画

【基本理念】「すべては地域の笑顔のために」

【事業方針】

『保健・医療・福祉・地域の連携がとれた梶原ならではの地域福祉の実現』を目指し、地域福祉力の育成と社協組織力の向上を図ります。

私たち社会福祉協議会の職員は、社会福祉法第109条に規定される、地域福祉の推進を目的とする公益性の高い民間団体である自覚を持ち、その使命を実現するために研鑽努力します。

【事業計画】

1. 法人運営基盤強化

●理事会・評議員会・監事会の開催

▶事会(年間5回)

5月(決算) 8月(改選準備) 10月(評議員改選) 12月(補正) 3月(計画・予算)

▶評議員会(年間4回)

5月(決算・理事改選) 9月(改選準備) 12月(補正) 3月(計画・予算)

▶監事会(年間2回)

5月(決算監査) 11月(中間監査)

●役員・評議員研修(予定)

- ・ブロック別市町村社協会長等意見交換会(7月)
- ・四国地域福祉実践セミナー(8月)
- ・高知県社会福祉大会(11月)
- ・市町村社協役員研修(1月)

●職員研修

- ▶アドバイザーによる相談支援業務従事者研修
- ▶高知県社会福祉協議会研修センターの企画する研修への参加
- ▶広域的研修への参加
- ・四地域福祉実践セミナー(8月)
- ・四国ブロック市町村社会福祉協議会研究協議会(2月)
- ・地域福祉先進社協視察研修

●広報活動の充実

- ▶広報誌「ゆすまいる」の発行
- ・各地の地域福祉活動や制度、仕組みなどをわかりやすく、また関心を引く誌面づくりを心掛け、社協活動の周知と福祉意識の向上を図る。
- ▶ホームページによる情報発信
- ・ホームページの充実と随時更新により、町内外へ向けた情報発信を行い、より広い層への浸透を図る。

2. 相談援助事業の推進

●総合相談窓口機能の強化

- ・生活上のあらゆる相談に応じ解決への支援ができるよう、職員の資質向上、関係機関との連携に努める
- ・24時間相談窓口開設に向け、体制整備を行う
- ・法テラス、ひまわり基金法律事務所との連携を図り、出張相談の窓口など、住民と法律専門機関をつなぐ機能を持つ

●日常生活自立支援事業

- ▶地域で生活するうえで自己判断能力が不十分な方への生活支援を行い、日常生活を支える事業。
- ・支援員養成の体制整備を図る

●生活福祉資金貸付事業

- ▶低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支え、在宅福祉及び社会参加の促進を図る事業
- ・関係機関へ出向き制度の理解と周知を図る

●生活困窮者自立相談支援事業

- ▶生活に困っている方の相談を受け、自立を目指し共に考え、解決への支援をしていく事業
- ・連携機関への制度理解、周知を図り、必要とする人へつながる努力を行う
- ・休日相談を実施するための体制整備を図る

●法人後見事業

- ▶意思決定の困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者を法的に保護し、支えていく事業
- ・事業実施に向け職員間の研修を積み、体制整備を図る

3. 地域福祉活動の推進

●安心生活基盤構築事業

- ▶住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していく事業
 - ・モデル事業により育成した地域福祉コーディネーターを西区に配置
- ・2地区を重点取り組み地区として担当チームを編成
- ・区長、部落代表との情報交換、会合等への参加により地域の状況把握に努める
- ・地域福祉座談会を開催し、情報共有、地域の支え合いの活動や課題解決を図る
- ・アドバイザーによる継続的研修によりコーディネーターの資質向上

●ボランティア活動の推進

- ▶ボランティアセンター機能の強化
- ・ボランティア活動の支援、情報収集と提供、ボランティア講座等の学習の機会の提供等、ボランタリー意識の醸成およびボランティアの育成を図る

●災害ボランティア活動の推進

- ▶災害ボランティアセンター運営模擬訓練を通して、災害意識の醸成と地域力を高める
ことで災害時の受援力の育成を図る
 - ・運営模擬訓練を開催し、啓発と人材育成に努める
- ・災害ボランティアセンター連絡協議会を通して、体制強化を図る
- ・共同募金配分金を活用し災害ボランティアセンター運営に必要な資機材を整備する

●福祉教育の推進

- ▶福祉学習のプログラム化と、子供から大人までの福祉教育の体系化を目指す
 - ・教育関係者との連携協議

●地域支え合い活動の推進

- ▶地域ふれあい活動推進事業
- ・共同募金配分金の活用により従来のミニいきいきふれあい事業を集約し、活動の拡大と配分金活用の促進を図る部落単位でのふれあい活動を促進する

●行政機関との連携

- ・所管課(梶原町保健福祉支援センター)との連携を密にし、町民の福祉推進のパートナーとなるべく努力する
- ・地域福祉活動計画策定に向け、行政計画(地域福祉計画)との一体性のための連携及び情報共有を図り、策定の基盤整備を行う

4. 各種関係団体との連携・調整

●高知県共同募金会梶原町支会事務局

- ・共募活動、特に広く効果的な配分金活用が図れるよう工夫した周知を行う

●梶原町老人クラブ連合会事務局

- ・高齢者の生きがい活動が主体的に展開され、健康・友愛・奉仕の三大活動の浸透をサポートする。

●梶原町身体障害者連盟事務局

- ・障害当事者団体活動の活性化を図り、各団体間の連携をサポートする

●梶原町民生委員児童委員協議会との連携

- ・住民に一番身近な相談者である民生委員児童委員。毎月の定例会へ参加させていただき情報共有を図るとともに、各種相談事業や地域活動において連携を密にし、地域活動を支える

●その他各種団体との連携